

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会 宿泊施設基礎調査業務仕様書

1. 業務名称

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会宿泊施設基礎調査業務

2. 適用範囲

本仕様書は、第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会奈良県準備委員会(以下「甲」という。)が事業者(以下「乙」という。)に委託して実施する第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会宿泊施設基礎調査業務(以下「本業務」という。)について必要事項を示したものである。

3. 業務の目的

第 85 回国民スポーツ大会(以下「国スポ」という)・第 30 回全国障害者スポーツ大会(以下「全スポ」という)の開催に向け、大会参加者が宿泊する宿泊施設(旅館業法第3条第1項の規定により営業の許可を受けている営業宿泊施設(以下「宿泊施設」という。))の基礎調査を行い、今後の宿泊対策業務を推進するための情報を得ることを目的に調査を実施する。

4. 履行期間

契約締結の日から令和7年12月26日まで

5. 業務の内容

- (1) 調査宿泊施設の選定
- (2) 宛先情報の整理
- (3) 各種資料の準備(調査票、記入要領等の検討含む)
- (4) 発送準備および発送
- (5) 調査票の回収および集計
- (6) 回答の促進および問い合わせ対応
- (7) 中間報告書の作成
- (8) 調査結果の分析および調査結果報告書の作成
- (9) 協議、打ち合わせ

6. 業務の詳細

- (1) 調査宿泊施設の選定
 - ① 県内に所在する宿泊施設

県内宿泊施設について、次に該当する宿泊施設を除外し、調査対象施設一覧の案を作成すること。

- ・風紀上、衛生上、安全対策上支障があると認められる宿泊施設
- ・現に営業していないと認められる宿泊施設
- ・その他大会参加者の宿泊になじまないと認められる宿泊施設

② 近隣府県(京都府、大阪府、和歌山県、三重県)に所在する宿泊施設

各競技会場地からの所要時間が60分以内の宿泊施設で、国スポ・全スポ参加者の利用に適した宿泊施設を乙が選定し、調査対象施設一覧の案を作成すること。

(2) 宛先情報の整理

(1)で選定した宿泊施設の宛名情報(宿泊施設名、郵便番号、住所等)を整理すること。

(3) 各種資料の準備(調査票、記入要領等の検討含む)

調査実施時に必要な調査票、記入要領等の各種資料については、乙が準備を行うこと。準備にあたっては、今後の宿泊対策業務を推進するために必要な調査項目等について甲と協議の上決定する。ただし、調査依頼文データについては甲が提供を行う。

(4) 発送準備および発送

(3)で準備した各種資料を乙が印刷等を行い、提案した調査方法で発送すること。これにかかる経費は、全て乙負担とする。

(5) 調査票の回収および集計

乙と協議の上回答期限を設け、調査票を宿泊施設から回収すること。回収した調査票を奈良県、近隣府県および市町村毎の状況が分かるように乙が提案した集計方法で行うこと。

(6) 問い合わせ対応および回答の促進

記入方法等について宿泊施設からの問合せに対応するとともに、回収した調査票の不備・不明な点に関する確認作業を行うこと。また回答期限を過ぎた未回答施設に対して回答の催促を行うこと。

(7) 中間報告書の作成

甲が指定した時点における調査結果について、中間報告書を作成すること。中間報告書の内容にあたっては、甲と協議の上決定する。

(8) 調査結果の分析および調査結果報告書の作成

乙が提案した方法で集計結果の分析を行うこと。報告書の作成にあたっては、調査概要、サマリーおよび集計表、集計グラフ等を用いて作成すること。調査結果報告書の内容にあたっては、甲と協議の上決定する。また配宿の際に想定される課題およびその対応策についても可能な範囲で報告すること。

(9) 協議、打ち合わせ

本業務の円滑かつ適性な業務遂行のため、協議および打ち合わせを原則として次のとおり行うこと。

- ・当初:業務着手時

- ・途中:1回／月以上(必要に応じて随時)
- ・最終:成果品納入時

当初と最終打ち合わせは、原則対面で実施すること。途中打ち合わせの実施形式については、委託者と受託者が協議の上、都度決定するものとする。また、業務着手時および業務完了時には、原則として業務担当責任者が出席すること。

7. 提供データ

県は受託者に、競技会場地一覧、大会参加人員一覧および県内宿泊施設一覧を電子データにて提供する。

8. 成果品の納入

- (1) 調査票は、整理番号順に並べ、回収した分を全て県準備委員会に提出すること。
- (2) 総括表、集計表、結果報告書は、Microsoft 社製の Word、Excel に取りまとめ、CD-ROM(またはDVD-R)で県準備委員会に提出すること。また、併せて紙媒体(簡易印刷)で各1部提出すること。
- (3) 納期は、令和7年12月26日(金)までとする。
- (4) 納入場所は、県準備委員会(奈良県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会準備室内)とする。
- (5) その他、当該業務に付随する資料を求めることがある。
- (6) 成果品の納品に係る費用は、乙負担とする。
- (7) 成果品納入後に乙側の責めによる不備が発見された場合は、乙は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

9. スケジュール(案)

時期	業務内容
7月18日(予定)	契約締結
7月中旬 (契約締結の翌日以降)	第1回打ち合わせ
7月中旬～8月中旬	調査施設の選定、宛先情報の整理、調査資料等様式の決定(協議の上)、調査資料等の印刷、発送準備
8月中旬～9月下旬	調査の実施(調査票の発送・回収、問い合わせ対応、回答促進業務)、回収済調査票への追記および集計業務
9月下旬～11月中旬	集計業務・分析、中間報告書の作成、調査結果報告書(案)の作成
11月中旬～12月上旬	調査結果報告書(案)の提出および修正
12月26日まで	調査結果報告書(確定版)の提出

10. 契約に関する条件等

本業務に関わる一切の費用を契約金額に含む。

11. 権利関係

本業務の履行に係る成果品の所有権は全て甲に帰属する。本業務の履行に際し、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、乙がその使用に関する一切の責任、費用負担を負う。なお、甲に組織改正等による変更があった場合には、著作権は変更後の組織に、組織の解散があった場合には奈良県に帰属すること。

12. その他留意事項

本業務の履行に当たっては、次の事項に留意し、業務の円滑な処理のために万全を期すこと。令和7年12月26日(金)までに本業務を実施するために、次の事項について対応が可能であること。

- (1) 本業務の実施に当たり、必要な OA 機器やソフトウェア等については、全て乙が導入する。
- (2) 本業務の実施に当たり、乙は、業務全般の管理監督および甲との連絡、調整を行う業務担当責任者を置くとともに、委託業務を遂行するための要員として次のとおりの技術・能力を有する者を充てる。
 - ① データ入力に関する基本的な知識および技術を有すること。
 - ② 業務管理能力、説明責任能力、コミュニケーション能力を有し、本業務を滞りなく遂行できること。
- (3) 甲から作業の進捗およびその他の状況についての問合せを受けたときは、速やかにその状況を報告すること。また、甲から作業内容、作業の進捗およびその他の状況について、改善の指示を受けたときは、改善を実施し、その方策について甲に報告書を提出すること。
- (4) 業務上知りえた個人情報その他の秘密について、他人に漏らしてはならない。また、本調査に当たり収集した個人情報を本調査の目的に使用する以外に使用してはならない。なお、万一、情報の漏洩、改ざん、滅失等が発生した場合には、甲に対して速やかに報告するとともに、その後の対応について甲の指示に従うこと。漏洩、改ざん、滅失等により甲および関係職員に金銭的な損失が生じた場合は、乙が負担すること。
- (5) 乙は、甲から提供された資料等(紙媒体、電子データ)について、破損、汚損、滅失、盗難事故のないように管理・取扱いに十分注意し、本業務完了後は速やかに消去または焼却などの方法により処分すること。なお、処分結果については、甲に書面(任意様式)により報告するものとする。
- (6) 本仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、別途協議すること。本仕様書に

定めのない事項においても、業務遂行上必要と認められる事項については、乙の責めにおいて業務を遂行すること。

- (7) 本業務の実施に当たり、疑義が生じた場合は、甲と十分協議して、対応すること。本業務を受託しようとする者は、別紙1の公契約条例に関する遵守事項(特定公契約以外用)を理解した上で受託すること。

<別紙1>

公契約条例に関する遵守事項(特定公契約以外用)

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額(同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。)以上の賃金(労働基準法第11条に規定する賃金をいう。)の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者(同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。)の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者(同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。)の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。